

平成21年6月6日
(学年幹事会役員会承認)

鹿児島玉龍高等学校関東同窓会会則

- 第 1 条 本会は、鹿児島玉龍高等学校関東同窓会と称し、会員相互の親睦と母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 2 条 1 項 本会は、鹿児島玉龍高等学校ならびに鹿児島市高等学校第一部、第三部、鹿児島市立中学校、鹿児島市立高等女学校（籍嶺高等女学校）を含む卒業生及び同学校に在籍した実績の有る校友を以て組織する。
- 2 項 本会の事務局は事務局長事業所内に置くことができる。
- 第 3 条 1 項 本会に次の役員を置く。
名誉会長
会長
副会長 5 名以内
事務局長
会計
会計監事
- 2 項 会長は学年幹事会で選任し、総会で承認するものとする。
会長以外の役員の選任は学年幹事会の了承のもとに会長の委嘱によるものとする。役員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 3 項 会長の任期は前項にかかわらず、3期6年を限度とする。
- 第 4 条 本会に前条の役員のほか、顧問数名を置くことができる。顧問は必要の都度、任期を定めず会長が委嘱する。
- 第 5 条 本会に学年幹事（各学年数名）を置くほか、総会を実施するため、実行委員会を置く。
- 第 6 条 1 項 会長は対外的に本会を代表するとともに、本会の円滑な運営を図るため、本会の全てを掌理する。
- 2 項 副会長は会長を補佐し、別途定める職務を担当する。
- 3 項 事務局長は、本会の円滑な運営のため、別途定める職務を担当する。
- 第 7 条 1 項 本会の定期総会は2年に1回開催する。ただし、役員会が必要であると認めるときは、定期総会以外に臨時総会を開催することができる。
- 2 項 役員会は会長、副会長、事務局長、会計、会計監事で構成し、必要に応じ会長が召集する。
- 3 項 幹事会は役員、学年幹事、実行委員会委員で構成し、必要に応じて開催する。
- 第 8 条 会員は、会費として、定期総会の都度金 **3,000円** を納入するものとする。
- 第 9 条 会計報告は会計監事の監査を受けて、総会時に行う。
- 第 10 条 本会則は平成21年7月18日より施行する。